

奈良県営水道企業管理規程第四号

各課  
水道局  
出先機関

県営水道の業務に従事する企業職員の給与に関する規程（昭和四十二年四月奈良県営水道企業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

第五条第二項中「同表」を「別表第三の二」に改める。  
別表第三の2を次のように改める。

別表第三の二（第5条関係）

| 職務の級 | 区分 | 管理職手当額<br>（再任用以外） | 管理職手当額<br>（再任用） |
|------|----|-------------------|-----------------|
| 9 級  | 一種 | 128,900 円         | 105,000 円       |
| 8 級  | 二種 | 103,700 円         | 81,600 円        |
| 7 級  | 二種 | 97,900 円          | 74,600 円        |
|      | 三種 | 89,000 円          | 67,800 円        |
|      | 四種 | 80,100 円          | 61,000 円        |
| 6 級  | 三種 | 85,200 円          | 61,400 円        |
|      | 四種 | 76,700 円          | 55,300 円        |
|      | 五種 | 68,100 円          | 49,100 円        |

|    |    |         |         |
|----|----|---------|---------|
| 5級 | 六種 | 59,600円 | 43,000円 |
|    | 五種 | 64,600円 | 45,900円 |
|    | 六種 | 56,500円 | 40,200円 |
|    | 七種 | 48,400円 | 34,500円 |

附則第二項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同項第一号中「七級」を「八級」に、「百分の九・七七」を「百分の三」に改め、同項第二号中「三級から六級までの職員 百分の七・七七」を「六級又は七級である職員 百分の二」に改め、同項第三号中「一級又は二級である職員 百分の四・七七」を「五級である職員のうち条例第四条第一項に規定する職員（同項の管理者が指定する職において当該職員が占める職に係る区分が七種であるものを除く。）であるもの 百分の〇・五」に改め、附則第四項中「百分の十」を「特定割合」に改め、附則第五項及び第六項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成二十六年四月一日から施行する。  
（平成二十六年四月一日における号給の調整）
- 2 職員の平成二十六年四月一日における号給の調整については、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成二十六年三月奈良県条例第三十七号）附則第二項から第五項までの規定の例による。